

(第91号議案)

中野区組織条例新旧対照表

改正案	令和3年中野区条例第25号による改正後
第1条・第2条 (略) (部の分掌事務) 第3条 前条に規定する部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 企画部 ア～キ (略) ク 部の人事及び組織に関すること。 (2) 総務部 ア～カ (略) <u>キ 情報政策及び情報システムに関すること。</u> ク 部の予算に関すること。 ケ 他の部に属しないこと。 (3) (略) (4) 子ども教育部 ア～ウ (略) <u>エ 児童相談所に関すること。</u> オ 部の予算、人事及び組織に関すること。 (5)・(6) (略) (7) 環境部 ア (略) <u>イ 緑化推進に関すること。</u> ウ 清掃及びリサイクルに関すること。 エ 部の予算、人事及び組織に関すること。 (8) 都市基盤部 ア・イ (略) ウ 公園に関すること(まちづくり推進部に属するものを除く。) エ～カ (略) (9) (略) 第4条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>	第1条・第2条 (略) (部の分掌事務) 第3条 前条に規定する部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 企画部 ア～キ (略) <u>ク 情報政策及び情報システムに関すること。</u> ケ 部の人事及び組織に関すること。 (2) 総務部 ア～カ (略) キ 部の予算に関すること。 ク 他の部に属しないこと。 (3) (略) (4) 子ども教育部 ア～ウ (略) エ 部の予算、人事及び組織に関すること。 (5)・(6) (略) (7) 環境部 ア (略) イ 清掃及びリサイクルに関すること。 ウ 部の予算、人事及び組織に関すること。 (8) 都市基盤部 ア・イ (略) ウ 公園<u>及び緑化推進</u>に関すること(まちづくり推進部に属するものを除く。) エ～カ (略) (9) (略) 第4条 (略) 附 則 (略)

(第91号議案)

令和4年度組織編成(案)新旧対照表(抜粋)

※黄色は変更箇所

令和4年度 4月1日(案)

部等	課等	係
企画部	企画課	(略)
	財政課	(略)
	広聴・広報課	(略)

部等	課等	係
総務部	総務課	(略)
	職員課	(略)
	施設課	(略)
	経理課	(略)
	防災危機管理課	(略)
DX推進室	情報システム課	(略)
	新区役所整備課	(略)

部等	課等	係
子ども教育部 (教育委員会事務局)	子ども・教育政策課	(略)
	保育園・幼稚園課	(略)
	指導室	(略)
	学校教育課	(略)
	子ども教育施設課	(略)
	子育て支援課	(略)
	育成活動推進課	(略)
子ども・若者支援センター所長	子ども・若者相談課	(略)
	児童福祉課	(略)
	児童相談所長 児童相談所副所長 一時保護所長	

部等	課等	係
環境部	環境課	庶務係
		事業推進係
		企画調整係
		環境公害係
	ごみゼロ推進課	(略)
	清掃事務所長	(略)

部等	課等	係
都市基盤部	都市計画課	(略)
	道路課	(略)
	公園課	公園維持・管理係
		公園マネジメント係
		公園整備係
	建築課	(略)
	交通政策課	(略)
	住宅課	(略)

令和3年度 4月1日

部等	課等	係
企画部	企画課	(略)
	財政課	(略)
	広聴・広報課	(略)
	情報システム課	(略)

部等	課等	係
総務部	総務課	(略)
	職員課	(略)
	施設課	(略)
	経理課	(略)
	防災危機管理課	(略)
	新区役所整備課	(略)

部等	課等	係
子ども教育部 (教育委員会事務局)	子ども・教育政策課	(略)
	保育園・幼稚園課	(略)
	指導室	(略)
	学校教育課	(略)
	子ども教育施設課	(略)
	子育て支援課	(略)
	育成活動推進課	(略)
	児童福祉課	(略)
	子ども家庭支援センター所長	
	子ども特別支援課	(略)

部等	課等	係
環境部	環境課	庶務係
		地球温暖化対策係
		環境公害係
	ごみゼロ推進課	(略)
	清掃事務所長	(略)

部等	課等	係
都市基盤部	都市計画課	(略)
	道路課	(略)
	公園緑地課	公園維持・管理係
		公園マネジメント係
		公園整備係
		緑化推進係
	建築課	(略)
	交通政策課	(略)
	住宅課	(略)